

転入に関する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。

⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民セカ、支所内の各窓口で受付できます
【△】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当 ✓	必要なもの	受付場所・窓口	受付済✓
住 所	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの券面記載事項変更（住所変更）		(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	本庁舎1階 4番窓口	★ ★ ★ ★ ★
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方（マイナンバーカードの申請を希望される方）	・顔写真再利用希望の場合 ・申請書の発行のみの場合		※受付窓口でご相談ください		
		マイナンバーカードの再申請		※受付窓口でご相談ください（予約制）		
	在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかをお持ちの方	カードの券面記載事項変更（住所変更）		(お持ちの方) ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書		
	海外から入国する方	帰国後は転入届が必要です（1年以内の短期帰国は除く）		・転入する方全員のパスポート ・戸籍謄本及び戸籍の附票 (大分市が本籍地の場合は不要) ・マイナンバーカード（お持ちの方）		
國 民 健 康 保 險 ・ 年 金	印鑑登録が必要な方	印鑑登録		・顔写真付き本人確認書類 ・登録する印鑑		★
	国民健康保険に加入する方					
	→69歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付				★
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付		(お持ちの方) ・負担区分等証明書		★
	→転入日よりあとに、勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付		勤務先の健康保険の資格喪失証明書		★
	→各種認定証が必要な方（病院での支払が一定金額までになる証明書）	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証などの申請 ※特定疾病療養受療証はオンライン申請不可		・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課 ★ ★ ★ ★ ★
	75歳以上の方、又は65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険資格取得・変更手続き（資格確認書又は資格情報のお知らせは後日郵送）				
	→大分県外から転入した方	負担区分の確認		(前の住所地で発行された) 負担区分等証明書		
	→各種認定証が新たに必要な方（病院での支払が一定金額までになる証明書）	・任意記載事項が併記された資格確認書 ・特定疾病療養受療証などの申請		※県内で引越した方で、記載する任意記載事項を変更しない場合、申請不要		
	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する方	口座振替の申請		・預金通帳 ・通帳の届出印		
長 寿	年金を受給中の方 日本年金機構に送付先設定を行っている方など	住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類	住所変更届の交付及び 日本年金機構への郵送案内 本庁舎1階 10番窓口 国民年金室 大分年金事務所 097-552-1211	★ ★ ★ ★
	国民年金未加入の方 厚生年金喪失、又は配偶者扶養解除後に国民年金未加入の方	国民年金の加入		・本人確認書類 ・退職日、若しくは扶養解除日が確認できる書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーが確認できる書類		
	海外から転入の方	国民年金の加入		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類		
	65歳以上の方	介護保険の加入 (保険証は後日郵送)				
障 が い	40歳から65歳未満の方で、前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談		(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書	本庁舎1階 14番窓口	長寿福祉課 ★
	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更		・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	身体障害者手帳以外は障害福祉課及び鶴崎・植田市民行政センター内の東部・西部保健福祉センターのみで受付 本庁舎1階 15番窓口	◇ ★ ★ 一 一
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者の医療費助成の相談・申請		・健康保険証 ・障害者手帳（身障・療育・精神） ・同意書（本人、又は保護者、同一世帯員） ・本人名義の預金通帳等		
	障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害者手当を受給している方	市外転入		・障害者手帳（所持者のみ） ・受給者名義の通帳、又はキャッシュカード ・受給者のマイナンバーが分かるもの		
	(他市町村で) 障害福祉サービス受給者証を交付されている方で、引き続き大分市でサービスの利用を希望する方	サービス支給申請		・介護給付等支給変更申請書 ・税額調査同意書 ・情報提供同意書		
こ も	(他市町村で) 児童通所受給者証を交付されている方で、引き続き大分市でサービスの利用を希望する方	サービス支給申請		・障害児通所給付費支給変更申請書 ・税額調査同意書 ・情報提供同意書		
	小学生・中学生のお子さまがいる方 *機構改革により、令和7年4月1日から、受付場所・窓口は、「第2庁舎6階 児童生徒支援課」となります	入学通知書の交付			本庁舎1階 5番窓口	市民課 ★
		転校手続き ※交付された入学通知書通り転校する方は、転校先の学校で手続き ※その他の場合は学校教育課（＊）まで		前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 (学校に提出)	各学校	第2庁舎4階 学校教育課（＊） —
	0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）のお子さまがいる方	児童手当の申請 ※前の自治体での転出予定日の翌日から15日以内に申請をしてください ※申請者が公務員の場合は勤務先にお問い合わせください ※必要なものが揃っていないなくても窓口へお越しください		・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの ・申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの (3歳未満の児童はいとき) ・申請者、配偶者、児童および大学生年代の子等のマイナンバーカード、又は通知カード	別館3階	子育て支援課 ★ ★ ★ ★ ★
	令和5年3月31日までに出生した3歳未満のお子さまがいる方	子ども医療費助成の相談・申請		・子どもの健康保険の資格情報が確認できるもの ・保護者の口座が分かるもの		
	常時紙おむつを使用している、3歳未満の身体障がい児又は知的障がい児を養育する方	おおいた子育てほっとクーポン券の申請		本人確認書類		
	0歳～就学前のお子さまがいる方	乳幼児健診等の相談		※お問い合わせください		
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付		・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票 ・妊婦ご自身のマイナンバーカード		
	初産婦（33週未満）の方とその配偶者の方	ハッピーファミリー応援教室のご案内		※お問い合わせください	大分市助産師会 097-594-5938	—
	放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブ入会		・入会申込書 ・就労証明書 ・利用申立書（就労以外の理由による） ・児童票など		
	保育施設等の利用を希望する方	保育所（園）の入園相談		※受付窓口でご相談ください	別館3階	子ども入園課 ★
	小中学生のお子さまがいて、経済的な事情がある方 *機構改革により、令和7年4月1日から、受付場所・窓口は、「第2庁舎6階 児童生徒支援課」となります	就学援助の相談・申請		学校若しくは受付窓口で申請書をもらい、必要事項を記入のうえ、当該学校若しくは受付窓口へ提出してください	各学校	第2庁舎4階 学校教育課（＊） —
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課 ★

転入

に関する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政セカ、市民セカ、支所内の各窓口で受付できます
【△】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

	下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当 ✓	必要なもの	受付場所・窓口	受付 済✓
こども	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請		※受付窓口でご相談ください	別館3階 子育て支援課	★ ★
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請		・戸籍謄本（本人及び対象児童） ・加入健康保険の資格情報が分かるもの（本人及び対象児童） ・同意書（本人及び同居の扶養義務者） ・本人及び同居の扶養義務者のマイナンバーが分かるもの		
税 料 金	上下水道を使用する方	使用開始申込み ※お電話又はインターネットでも手続きできます		水道使用開始届	上下水道局 料金センター 097-538-2416 本庁舎1階 7番窓口	★ ★
	海外から転入される方で納稅管理人を定めている方	納稅管理人の解任				
	市税（国保税を除く）の口座振替を希望する方	口座振替の申請		・通帳 ・通帳の届出印	市民税課 第2庁舎3階 納稅課 金融機関	一 ★
	125cc以下の原付バイク、小型特殊自動車を所有している方	登録申告（軽自動車税（種別割）） ※転出した市町村で廃車申告していない場合は、廃車申告も必要 ※転出した市町村で廃車申告していればオンラインで登録申告可		・転出した市町村のナンバープレート ※廃車申告していない時のみ ・車両情報（車名・型式・車台番号・排気量等） ・本人確認書類		
	軽自動車（三輪・四輪）を所有している方	※軽自動車協会でご相談ください			全国軽自動車協会連合会 大分事務所 097-524-0222 九州運輸局大分運輸支局 050-5540-2087	
その他	125ccを超えるバイクを所有している方	※大分運輸支局でご相談ください				
	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届（所在地の変更）		前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票	大分市保健所 2階 衛生課	大分市動物愛護 センター 097-588-2200
	市営住宅に入居を希望する方 又は市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き		※受付窓口でご相談ください 住宅ごとに窓口が異なります	本庁舎6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 特別大興産 第2大分市営住宅 管理センター：097-536-2555	一
	ごみの出し方のご案内	ごみ収集カレンダー		※お住まいの自治区により、ごみを出す日が異なります	本庁舎1階 7番窓口	市民課 ★
	大型・粗大ごみの処分が必要な方	有料収集の申込み		※事前の予約が必要です	東部清掃事業所 097-523-0322 西部清掃事業所 097-541-5473 佐賀関支所 097-575-1122	一

2025.3.10現在

大分市

〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時15分
(土曜・日曜・休日、年末年始[12/29～1/3]の閉庁日はお休みです)

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方6時まで延長

097-534-6111(代表)

WEB



市民行政センター（鶴崎・植田）、市民センター（大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原）、明野支所の
開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。

大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

転入

（他市町村 → 大分市）

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- 前年の住所地で発行された「転出証明書」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- 窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類（右記参照）
- お持ちの方は「マイナンバーカード」又は「住民基本台帳カード」
- 外国人の方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」
- 委任状（同一世帯以外の方が届出をする場合）

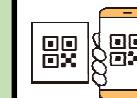
関連する手続きは
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

大分市に引越しされた方へ

本庁舎1階 市民課⑤番窓口に

各支所で届出される方は最寄りの支所に
お越しください



本庁内の配置図や
各窓口の場所の
確認は右の二次元
コードからご確認を



市民行政セカ、市民セカ、
支所の場所や連絡先、施
設内容などの確認は右の
二次元コードからご確認を



大分市 公式
LINE
友だち募集中！



ごみの出し方など、
暮らしに役立つ情報
をお届けしています。
ぜひ、友だち追加を
お願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した顔写真付きで、ご本人
が確認できるもの。免許証、許可証など>



その他、

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証又は資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との
関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる
方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。